

JIS

電気自動車用語 (充電器)

JIS D 0115 : 2000

(2006 確認)

平成 12 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

自動車専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|--------|-----------|------------------|
| (委員会長) | 佐 藤 武 | 慶應義塾大学名誉教授 |
| (委員) | 石 丸 典 生 | 社団法人日本自動車部品工業会 |
| | 大 山 尚 武 | 工業技術院機械技術研究所 |
| | 澤 田 勉 | 社団法人自動車技術会 |
| | 荒 井 正 吾 | 運輸省自動車交通局 |
| | 梶 山 貞 治 | 工業技術院標準部 |
| | 射 場 祥 夫 | 財団法人日本自動車研究所 |
| | 瀬 尾 宏 介 | 国民生活センター |
| | 山 本 迅 | 早稲田大学 |
| | 日下部 明 昭 | 社団法人日本自動車連盟 |
| | 森 部 幸 男 | 社団法人日本自動車整備振興連合会 |
| | 樋 口 世 喜 夫 | 日産自動車株式会社 |
| | 古 谷 國 貴 | 株式会社本田技術研究所栃木研究所 |
| | 森 守 | トヨタ自動車株式会社 |
| | 大 道 正 道 | 通商産業省機械情報産業局 |
| | 小 林 栄 | 日本自動車輸入組合 |
| | 下 田 邦 夫 | 社団法人全日本トラック協会 |
| | 佐々木 要 助 | 株式会社曙ブレーキ中央技術研究所 |
| (事務局) | 池 川 澄 夫 | 工業技術院標準部 |

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成12.7.20

官 報 公 示：平成12.7.21

原案作成協力者：財団法人 日本電動車両協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車・航空部会（部会長 澤田 勉）

審議専門委員会：自動車専門委員会（委員会長 佐藤 武）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 Tel. 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

電気自動車用語(充電器)

D 0115:2000

Glossary of terms relating to electric vehicles (Chargers)

序文 この規格は、電気自動車の充電器（車両、電動機・制御装置及び電池に関するものを除く。）に関する用語及びその概念を統一することによって、電気自動車に関して正確な表現と理解を図ることを目的とする。

1. 適用範囲 この規格は、電気自動車の充電器（ただし、車両、電動機・制御装置及び電池に関するものを除く。）に関する用語（以下、用語という。）について規定する。ただし、JIS D 0101（自動車の種類に関する用語）に規定する産業車両用は除く。

2. 分類 用語は、次のように分類する。

a) 全般**1) 全般****b) 種類****1) 用途****2) 方式****3) 機能****c) 構成・部品****1) 構成****2) 部品****3) 周辺装置****d) 仕様・性能****1) 仕様****2) 性能****e) 試験方法****1) 一般****2) 性能****3) 環境****f) 取扱い方法**

3. 定義 用語及び定義は、次による。

なお、参考のために慣用語、対応英語を示す。